

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【事業年度】 第46期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社エコノス

【英訳名】 ECONOS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 勝也

【本店の所在の場所】 北海道札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号

【電話番号】 011 - 875 - 1996(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 新行内 宏之

【最寄りの連絡場所】 北海道札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号

【電話番号】 011 - 875 - 1996(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 新行内 宏之

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,918,377	3,828,585	3,870,614	3,976,791	-
経常利益又は経常損失 (千円)	79,736	51,455	72,345	99,840	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	71,746	171,352	9,603	151,864	-
包括利益 (千円)	82,035	176,005	9,949	153,423	-
純資産額 (千円)	457,245	281,239	297,258	158,909	-
総資産額 (千円)	2,886,260	2,530,192	2,651,576	2,618,990	-
1株当たり純資産額 (円)	527.23	327.31	336.88	174.28	-
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	83.50	199.42	11.02	172.66	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	10.72	-	-
自己資本比率 (%)	15.7	11.1	11.2	6.0	-
自己資本利益率 (%)	-	-	3.3	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	52.4	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,234	92,522	112,677	221,912	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,710	13,952	1,291	158,368	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,436	183,587	29,541	148,689	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	506,436	429,316	511,173	279,405	-
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (名)	143 (300)	148 (286)	149 (272)	175 (301)	- (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第42期、第43期及び第45期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、第42期、第43期及び第45期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第42期、第43期及び第45期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パート・アルバイトスタッフ)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。

6. 第46期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第46期の連結会計年度に係る主要な経営指標等は記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,784,709	3,700,202	3,605,597	3,693,653	3,778,300
経常利益又は経常損失() (千円)	19,368	17,611	63,664	138,871	4,524
当期純利益又は当期純損失() (千円)	18,793	163,116	1,492	188,021	51,702
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	935
資本金 (千円)	210,813	210,813	213,895	220,989	326,579
発行済株式総数 (株)	859,398	859,398	879,098	904,498	1,283,898
純資産額 (千円)	439,473	275,900	282,527	109,031	373,764
総資産額 (千円)	2,846,237	2,509,533	2,530,524	2,466,069	2,831,254
1株当たり純資産額 (円)	511.46	321.09	321.49	119.12	290.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	21.87	189.83	1.71	213.77	42.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	21.55	-	1.66	-	41.48
自己資本比率 (%)	15.4	11.0	11.2	4.4	13.2
自己資本利益率 (%)	4.4	-	0.5	-	21.5
株価収益率 (倍)	18.1	-	337.6	-	13.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	69,705
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	62,662
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	263,642
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	647,871
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (名)	134 (299)	139 (285)	143 (271)	171 (300)	156 (301)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	87.4 (114.7)	119.5 (132.9)	127.9 (126.2)	106.2 (114.2)	122.6 (162.3)
最高株価 (円)	475	590	876	773	711
最低株価 (円)	365	366	500	401	438

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第43期及び第45期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、実績がないため記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、第43期及び第45期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率については、第43期及び第45期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パート・アルバイトスタッフ)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであります。

- 8 . 第45期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第45期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、1964年北海道北見市において電気機器販売を目的として、現在の株式会社エコノスの前身である「北見シグナス商事株式会社」として創業いたしました。その後、1999年に中古品仕入販売のフランチャイジーに進出、2005年に北見シグナス商事株式会社を存続会社として、中古書籍仕入販売のフランチャイジーを営む有限会社システム九六と合併し、本社を札幌市に移転いたしました。

年月	概要
1964年3月	北見市において、松下電器製品の販売を目的に資本金100万円で北見シグナス商事(株)を設立
1978年10月	そうご電器(株)と家電販売に関わるFC契約を締結(北見店、北見西富店、北見東急店など北見市で展開)
1999年6月	(株)ハードオフコーポレーションと中古品仕入販売に関わるFC契約を締結
1999年8月	ハードオフ北見柏陽店開店(北海道ハードオフ1号店)
2002年2月	そうご電器(株)の民事再生法申請により家電販売から撤退、家電店舗をハードオフ・オフハウスへ業態転換
2005年3月	有限会社システム九六(札幌市・江別市においてリユース店舗15店舗運営)と合併し、商号を(株)エコノスに変更 本社を札幌市に移転
2006年7月	当社30店舗目となる旭川パルプ店を新設
2008年4月	カーボン・オフセット・プロバイダー事業を開始
2010年7月	スイスのマイクライメイト気候保護基金とカーボン・オフセット・プロバイダー事業で業務提携
2011年4月	当社50店舗目となる札幌南郷20丁目店を新設
2011年11月	当社とマイクライメイト気候保護基金の共同出資により、マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))を設立し、カーボン・オフセット・プロバイダー事業を移管
2012年4月	札幌市白石区にロジスティクスセンターを新設 本・CD・DVD・ゲームソフトのネット通販事業としてamazonに出店
2013年3月	第1回おもてなし経営企業選全国50社(経済産業省主催)に選ばれる
2014年3月	当社60店舗目となる釧路鳥取大通店を新設
2015年6月	札幌証券取引所アンビシャス市場に株式を上場
2016年1月	札幌証券取引所「2015年年間功労賞(新人賞)」受賞
2016年9月	リペア事業を開始(iCracked Store 北海道1号店新設)
2019年7月	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ旭川西店を新設
2019年11月	ブックオフ札幌中の島店をリプレイスオープンするとともに、ハードオフ・オフハウス札幌中の島店を新設
2020年6月	ブルドットグリーン(株)の一部株式を譲渡し、カーボン・オフセット・プロバイダー事業を撤退

3 【事業の内容】

当社は、「今後の地球環境の大きな変化を食い止めるためには、多くの人々が地球環境保護へ関心を向けて実際に行動を起こすことが重要であり、その底辺を広げるための場所と方法を提供することで、エコロジー（環境）とエコノミー（経済）とを両立させ、地球環境と地域経済が将来にわたって持続することが可能な社会を実現する」という経営ミッションのもと、店舗でのリユース品の販売と買取を行う「リユース事業」を主な事業として取り組んでおります。

当社は、時代の変化に合わせて、このような環境保護に関する多様なソリューションを提供してまいります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) リユース事業

リユース事業におきましては、環境保護に関するソリューションの中でも最も消費者に身近な存在であるリユース店舗を北海道内に66店舗展開しております。

展開業態としましては、ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ・ガレージオフ（以上4業態は株式会社ハードオフコーポレーションのフランチャイジー）とブックオフ（ブックオフコーポレーション株式会社のフランチャイジー）との合計5業態であります。

これらの店舗では、「もったいないの心を広げる」をコンセプトとして、店舗運営を行っております。リユース事業の根幹である買取業務に関しては、各業態の商品専門性と接客レベルを強化するために、独自の商品知識マニュアルや人材育成制度（エコノスの教育体系）を活用して人材の育成に注力しております。また、66店舗のネットワークを活用して積極的に店舗間の商品移動を行い、常に魅力溢れる商品展示を行っております。

近年では、この専門性の高い各業態別店舗を組み合わせた複合店を積極的に展開しており、子供からお年寄りまで幅広い年齢層のお客様が一緒に楽しめる品揃え豊富な売り場作りを行っております。

また、EC事業部におきましては、インターネット通販サイトのamazonのブックオフ菊水ロジ店を運営し、インターネット販売を行っております。

・展開する5業態の店舗数と主な取扱商品

ハードオフ<15店舗>	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト等
オフハウス<17店舗>	ブランドバック&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・婦人服・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
ホビーオフ<16店舗>	トレーディングカード・食玩・フィギュア・カプセルトイ・ノベルティ等
ガレージオフ<1店舗>	カーオーディオ・カーパーツ・タイヤ&ホイール・カー用品等
ブックオフ<17店舗>	本・CD・DVD・ゲームソフト等

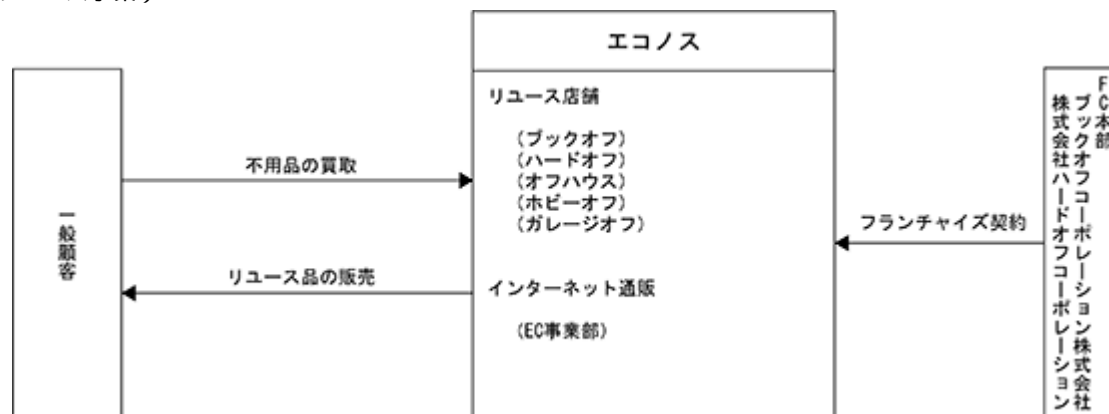
（注）ブックオフの店舗数にはインターネット販売の1店舗を含みます。

(2) その他

本セグメントは報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業とiCracked Storeの運営を通じてiPhoneの修理等のサービスを行うリペア事業を含んでおりますが、iCracked Storeにつきましては2021年7月までに撤退することが決定しております。

事業の系統図は次のとおりであります。

(リユース事業)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) ブルドットグリーン 株式会社	東京都中央区	10	低炭素事業	30.0	役員1名が兼任しております。

- (注) 1. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. ブルドットグリーン株式会社は、2020年6月5日付で当社が保有する同社株式のうち70%を譲渡したため、当社の連結子会社から除外されております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	年間平均給与(千円)
156(301)	36.5	9.5	3,390

セグメントの名称	従業員数(名)
リユース事業	144 (293)
その他	2 (4)
全社(共通)	10 (4)
合計	156 (301)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パート・アルバイトスタッフ)は、年間平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。
2. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している人数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「全ての事業活動を通して地域社会に貢献し、全従業員の成長と幸せを実現する」であります。

当理念のもと、当社の目指す会社像を「ビジョナリー・エクセレント・カンパニー」とし、当理念が全従業員に響き渡り、持続的に体現する好循環を生み、他のステークホルダーにも響かせ、企業価値を高める会社を目指しております。

そのため、当理念をベースにした経営を実践するとともに、当理念を理解し、かつ、それを実現しうる人材の育成に注力し、環境保護に関する多様なソリューションを提供してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、企業価値を向上させる観点から事業環境の変化への即応性を備え、業容拡大を図るために、「売上高経常利益率」と「自己資本利益率」の指標向上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社が営んでおります、環境保護に寄与する事業は、今後ますます消費者からの支持が拡大すると見込まれ、リユース業界と環境関連業界は今後も市場が拡大すると予測しております。

一方、企業間の競争が激化することも予測され、当社が今後も持続的に成長するためには独自性の発揮が重要となります。そのため、引き続き専門知識やノウハウを持った人材の育成と採用に注力するとともに、リユース事業を中心にしてその他の環境関連事業を強化し、同業他社との一層の差別化を図るとともに、活動地域をアジアを中心としてグローバルに展開していく意向であります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社が属するリユース業界は、年々市場規模が拡大していくと予測されておりますが、競争が激化しているため、同業他社及びインターネット個人間取引との差別化が重要なポイントになっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による企業活動の停滞や消費者の外出自粛、インバウンド消費の低迷などが及ぼす影響により、我が国経済の先行きは不透明な状況が継続すると予測されますので、それらの影響について留意する必要があります。

このような事業環境の中、当社は、以下のような課題に取り組んでおります。

(リユース事業)

フリーマーケット用アプリの普及等により、リユース業界の市場規模は拡大しておりますが、それと同時に、業界を取り巻く環境は大きく変化しております。

当社は、現在のリユース事業における課題は、「沢山のお客様にお店まで足を運んでいただくこと」と考えております。

そのために必要な要素としまして、魅力的な商品を豊富に取り揃えること、お客様が安心して取引できること、その商品をいかに多くのお客様の元に届けるかということの3点であると認識しております。

につきましては、魅力的な商品とは、お客様が値段以上の価値を見出せる商品だと考えております。リユース事業は、リユース品の買取を増やしていくことが肝要であります。お客様が当社店舗を信頼し、当社が適正な査定を行いご提示する買取価格に十分に納得された上で商品を買っていただくためには、高度な商品知識及び接客レベルが必要となります。また、買取させていただいた商品を加工し、商品の魅力を一層高めることもリユース業界において必須のスキルといえます。このような買取及び加工によって集まった商品の内容や状態を正しく理解し、それぞれに相応しい販売価格をもってお客様の元に届けることまでが魅力的な商品作りの一環であると考えております。

につきましては、店舗においてはお客様と対面できるメリットを活かして、丁寧な商品の説明や買取査定結果の案内を行うことによって、お客様が安心、かつ、満足してお買い物ができるように従業員一同が接客に努めております。一方、インターネット販売においては対面で接客できないことを念頭に置いて、商品販売前のご質問にしっかりと回答することや、万が一、アクシデントが発生したときに迅速な対応に努めるなど、対面販売に劣らな

い接客対応を心掛けております。

このように、リユース品の販売を業とするプロフェッショナルとしての自覚を持つことによって、インターネット個人間取引にはないお買い物の安心感をご提供してまいります。

また、現在はキャッシュレス決済の普及により決済手段が多様化しております。お客様が利用されている決済手段が当社でのお買い物でも不便なくご利用できるよう、商品販売時の決済手段の多様化及び店員における利用方法の熟知を推進しております。

につきましては、買取後のリユース品の迅速な商品化というスピードの観点と、店舗販売を中心としつつインターネット販売による併売体制を強化することで、より多くのお客様への販売機会を獲得するという集客方法の観点の両面から対処すべきだと考えております。

インターネット取引は年々増加傾向にありました。特に当事業年度におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大により非対面での取引が好まれ、当社においてもインターネット販売の強化に取り組んだ結果、当該販売を大きく増加させることが出来ました。今後もこの傾向は続くと考えており、引き続きインターネット販売にも積極的に取り組んでまいります。

以上の課題に対応するため、当社では独自の業務マニュアルを作成し、各店舗にて活用するとともに、パート・アルバイトスタッフを含めた全従業員が業態ごとに実施する商品勉強会に頻繁に参加することや、接客レベル向上のための研修を定期的実施することなどの従業員教育を通じて、商品の買取・加工・販売に関する最新の専門知識の習得に努めております。

当社は、今後の競争の激化が予想される中、高い商品知識と接客レベルを備えることによって、「地域で一番のお店」とお客様からご支持をいただくことを目標として、引き続き徹底した人材育成に努めてまいります。

(経営全般)

当社では、環境保護という目標の下で、リユース事業において安定的な収益を確保しながら、環境保護に関する多様なソリューションを提供していくことによりバランスのとれた収益性と成長性を確保していきたいと考えております。

これらを達成するために、リユース事業においては費用対効果の検証を強化し、店舗オペレーションの効率的な運用及び適材適所の人員配置によってコストコントロールを徹底していくことにより、収益率の向上に努めてまいります。

また、市場環境の変化を素早く的確に捉えることにより環境保護に関する多様なソリューションを提供するために適時適切な投資を行います。さらに、優秀な人材の確保のため、人材育成の充実を図るとともに公正かつ透明性の高い人事評価制度の整備を引き続き行ってまいります。

今後の企業活動においては、業績はもとより企業の社会的責任がより一層求められます。引き続き内部統制システムの運用、内部監査体制の強化、反社会的勢力排除に向けた取組みの強化等、これまで以上に透明性が高く、健全かつ強固な基盤から構成される経営体制の確立を目指してまいります。

なお、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年3月まで続くものと考えており、新型コロナウイルス感染症が当社に及ぼす影響度合いは不透明であります。2021年3月期の実績をもとに2022年3月期の業績を予測しております。当社は今後も十分に感染防止対策を講じ、店舗運営等に取り組んでまいります。当社の業績は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした店舗休業要請等によって影響を受ける可能性があります。

2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金用途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金用途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) リユース事業について

フランチャイズ契約について

当社は、ブックオフコーポレーション株式会社、株式会社ハードオフコーポレーションと締結したフランチャイズ契約に基づいて、「ブックオフ」、「ハードオフ」、「オフハウス」、「ホビーオフ」、「ガレージオフ」等の店舗をフランチャイジーとして展開しております。当該契約においては、類似の事業を展開してはならないこと、ノウハウの漏洩禁止やチェーン組織のブランドイメージを損なわないこと等の加盟店としての義務が定められております。

当社がこれらに違反した場合には、当該契約を解除される可能性があり、営業の停止や損害賠償を求められる可能性があります。その場合には信用力の低下のみならず社会的信用を失い、銀行取引や違反していないフランチャイズ契約においても影響が生じ、既存店の来店客数が減少すること等により、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイジーはその運営方針をF C本部の経営方針に委ねており、F C本部が展開する商品政策や経営状況等により、来店客数の減少や客単価の低下等を招き、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、ブックオフコーポレーション株式会社及び株式会社ハードオフコーポレーションとのフランチャイズ契約を基に店舗運営を行っており、都度、各F C本部との密接なコミュニケーションを保持し良好な関係を構築しております。

当社は提出日現在において、当社が締結しているフランチャイズ契約に違反している事実はありません。

出店政策について

当社は、出店にあたり、大手商業施設開発業者や事業が競合しない他F C本部の開発担当者、地元の不動産業者と密接に情報交換を行い、物件の情報収集に努めております。

今後も店舗数、売場面積の拡大を図る方針ではありますが、不動産市況等により出店条件に合致した物件を確保できない場合や「大規模小売店舗立地法」等による出店調整等の規制によって出店計画に変更が生じた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、不動産市況等や各法令等を注視しながら出店の可否を判断しております。

人材の確保及び育成について

当社において展開するリユース事業は、各店舗単位で買取から販売までの一切のオペレーションが完結しており、店舗のサービス水準が直接商品買取の増減に結びつき、結果的に売上の増減にも大きな影響を及ぼすという特性があるため、人材の成長度合いによって、店舗業績が左右され、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社においても、必要な人材の確保と早期育成が重要な経営課題と認識し、計画的に人材の育成を図っておりますが、出店計画に見合った人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合は、想定通りの店舗展開が行われず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、一貫した人材育成制度により未経験者から経験者まで網羅する育成を行っております。社会人としての基礎的な研修から専門知識習得のための各種勉強会、また、各F C本部が開催する研修会などに積極的に参加させることにより、プロフェッショナルな人材の育成に尽力しております。

買取商品の確保及び在庫のコントロールについて

当社のリユース品の買取は、店舗商圏内の一般顧客からの買取がほとんどであり、自給自足の自己完結タイプが基本となっております。当社が取り扱うリユース可能な商品は、過去数年間にわたって市場に供給され、消費者に選択購入され、家庭内で使用され、あるいは使用されずに保管されている商品であるため、対象範囲は広いと考えられますが、今後の景気動向、競合先の出現動向、顧客の信頼、支持、マインド等の変化によっては、当社の買取商品の確保に影響を及ぼす可能性があります。

また、中古品は新品と異なり、仕入れ量の調整が難しいという性質を有しております。当社が過剰に大量の商

品を仕入れた場合には、在庫の増加やロス率の上昇等が生じ、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、インターネットなどの情報媒体を活用しての情報収集や地域の市場動向の調査など、適正な市場価格の把握に努めております。また、複数店舗のスケールメリットを活かし、各店舗間における情報交換を行うとともに、商品移動や適正価格への調整などによる在庫コントロールを行っております。

コピー商品及び盗難品の買取について

衣料品、アクセサリ、時計、ブランドバッグ、フィギュア等の商品について、著名ブランドのコピー商品が全世界で流通しており、これらコピー商品に関するトラブルは社会的な問題となっております。

当社においては、FC本部での研修参加及びFC本部からの適時の情報受領並びに当社独自の勉強会の実施により、商品知識の豊富な店舗スタッフを育成し、店舗スタッフの鑑定眼を養うことによって、コピー商品の買取防止に努めております。

今後も顧客からの信頼を維持していくため、当社はコピー商品の排除を徹底してまいります。中古品を取り扱う以上、常にコピー商品に関するトラブル発生リスクが潜んでおり、大きなトラブルに発展した場合には、当社店舗に対する信頼性が低下することにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、古物営業法では、買い取った商品の中に盗品があった場合に、一年以内であれば被害者は古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができるとしております。当社では、古物営業法遵守の観点に立ち、被害者に対する無償回復を適時に実施する体制を整えております。今後も、古物営業法に則り古物台帳の管理を徹底してまいります。盗品買取により、被害者への無償回復を行った場合には、買取額に相当する額の損失が発生する可能性があります。

天候について

当社店舗の主力商品である、一般衣料、服飾雑貨は季節性の高い商品であります。そのため、これら商品の販売動向は、冷夏や暖冬、積雪量等天候の影響を受ける可能性があります。

また、ブックオフ業態では取扱商品である書籍や音楽ソフト等が娯楽商品であるという性格上、来店客数が降雨や吹雪など悪天候による影響を受けやすいため、商品の販売数が大きく変動する可能性があります。

競合について

地球環境問題が世界的に大きくクローズアップされている現在、省エネルギーのエコロジー活動として、リユースはますます社会的認知を受け、消費者の意識は大きく変わってきております。

こうしたリユース意識の高まりと、リユースビジネスが消費者の支持を受けることに伴い、市場が拡大し、リユースショップの増加やフリーマーケット用アプリを含むインターネット取引が増えつつあります。

今後この傾向が強まり、他業界からの新規進出や競合先が当社と同様な事業展開を図り、シェア奪取を目指して積極的な出店を始めた場合、既存店の業績に影響を受ける可能性があります。また、他業界からの新規進出や競合先の出店攻勢等のために当社が希望する店舗物件の確保が計画通りに進まない場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、地域商圏を基盤とするリアル店舗におけるハード面（モノ）とソフト面（ヒト）の更なる充実化を図るとともに、EC事業部や各店舗におけるインターネット販売への注力を行うことにより他の競合店との差別化を図り、優位性を高めるよう努めております。

固定資産の減損について

当社は、主に賃貸物件を中心に新規出店を行っておりますが、出店後の店舗の中には、その営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローがマイナスとなるものがあります。このため、当社は「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会 平成14年8月9日）」及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（企業会計基準委員会 平成15年10月31日）」を適用しております。将来においても、店舗の経営状況や不動産市況等によって減損損失を計上する必要が発生した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症について

当社は、お客様及び取引先並びに従業員の安全を最優先して感染予防・拡大防止措置を講じております。ただし、店舗において当社の従業員またはお客様が感染し店舗運営に支障をきたした場合や政府による休業要請を受けた場合などは、当社の店舗において長期間の休業等の措置を講じる必要性が生じることにより、当社の財政状

態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

当社では、異常事態発生に対応するため危機管理マニュアルを策定しており、新型コロナウイルス等の感染拡大などの有事の際には、対策本部の設置、現状把握のための情報収集や従業員の行動基準、その他必要に応じた情報発信を行うなどの施策を推進しております。また、店舗営業の継続が可能な場合には、感染拡大防止対策を実施のうえ細心の注意を払い店舗運営を行ってまいります。

また、2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金使途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進める予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより当社の業績等に影響を与える恐れがあります。

(2) 法的規制について

古物営業法について

当社は、リユース品の買取及び販売を主な事業としており、当事業を営むためには古物営業法により店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会より古物営業の許可を取得する必要があります。

この古物営業の許可には、有効期限が定められておりません。しかし、古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止もしくは許可の取り消しを行うことができますとされております。

当社は、古物営業法を遵守し、古物台帳管理を徹底し、適法に対応する等の社内体制を整えておりますので、現状において許可の取り消し事由に該当するような事象は発生しておりません。しかし、古物営業法に抵触するような不正事件が発生し、許可の取り消し等の処分が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、全従業員においてコンプライアンス研修など各種研修を行い法令遵守の理解と徹底を図るとともに、内部監査担当部署において法令遵守の状況の監視や関係各所より必要な情報を的確に入手し法令遵守の体制の整備に努めております。

再販売価格維持制度について

当社が展開するブックオフ業態における主力商品である書籍及びCDは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」）の適用が除外された著作物であり、再販売価格維持制度（以下、「再販制度」）のもとで一次流通市場を形成しております。独占禁止法では、その総則において、事業者が他の事業者と協同して対価を決定することを禁じております。しかし、同法第6章の適用除外においてこの例外を認めており、その一つが同法第6章第23条の再販制度であります。再販制度は順次見直し作業が進められており、2001年3月末時点では著作物再販制度を廃止せずに存置するとの意向が公正取引委員会より示されましたが、当該制度の見直しの方向性は予測が困難であります。

将来、独占禁止法や再販制度の見直しが実施された場合は、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、古物営業法等の規則により、商品を買取る際、顧客の個人情報を入手することがあります。また、ウェブサイトを通じて顧客や求人応募者の個人情報を取得することがあります。

このため、当社では個人情報の管理ルールを定める社内規程等の整備や従業員教育の実施等により管理強化を図り、個人情報の保護に努めていますが、こうした対策にもかかわらず、個人情報が流出した場合には、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

各都道府県の条例について

当社は、各都道府県が定める条例により規制を受けております。当該条例は地域の特性等を考慮のうえ定められており、地域環境の変化により内容の強化等改正がなされることも考えられます。なお、当社店舗所在地である北海道の「北海道青少年健全育成条例」において、当社に関連する主な条項の概略は次のとおりであります。

- ・青少年（18歳未満）から古物を買取る場合には保護者の同意を必要とする。

当社は、条例の趣旨に則り、青少年の健全な育成の観点から、定められた条例を遵守し、地域の秩序が守られ

るよう取り組んでまいります。保護者の同意が無く18歳未満からの買取を行った際には、「北海道青少年健全育成条例」により、罰金等の罰則を受ける可能性があります。

当社では、「北海道青少年健全育成条例」の理解及び遵守の徹底のため、全従業員に対し各種研修を行うとともに、内部監査担当部署において、法令遵守の状況の監視を行っております。

労働契約について

2013年に施行された労働契約法の一部改正に伴い、労働者が当社との間で、有期労働契約を通算で5年を超えて繰り返し更新した場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換しなければなりません。

当社では、業種柄多くの有期労働契約が締結されております。そのため、無期労働契約への転換により当社の人件費負担が増加し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 敷金について

当社における出店は賃借による方法を基本としており、店舗用建物の契約時に賃貸人に対し、敷金を差し入れております。敷金の残高は、当事業年度末において283,598千円（総資産に対して10.0%）であります。

当該敷金は、期間満了等による契約解除時に、契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約満了前に中途解約した場合には、契約内容に従い、契約違約金の支払いが必要となる場合があるため、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 有利子負債について

当社は、新規出店及び事業展開に際して、主に活動資金を金融機関からの借入により調達しております。当事業年度末時点での総資産に占める有利子負債の比率は約71.8%であります。近年、低金利が持続しておりますが、今後、借入金利が上昇した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新株予約権について

当社は、役員及び従業員等に対して新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は、会社法第236条、第238条及び第244条の規定に基づき、2012年6月28日開催の定時株主総会及び2013年6月27日開催の定時株主総会で決議されたものであります。また、2019年11月19日開催の取締役会の決議により、新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）を発行しております。今後、これらの権利行使がされた場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、提出日現在における新株予約権による潜在株式数は208,000株であり、同日時点の発行済株式総数1,283,898株の16.2%に相当いたします。

(6) 特定の人物への依存度が高いことについて

当社の中心人物であり、代表取締役社長である長谷川勝也は、リユース店舗の運営など環境貢献に関する豊富な知識・経験を有し、当社における経営戦略の立案・決定等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社では、経営組織の強化に取り組んでおりますが、今後何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他

配当政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、適時な設備投資、人材採用のための内部留保の確保ひいては財務体質の強化に重点を置きつつ、経営成績及び財政状態を勘案しながら、成長に見合った配当を検討していく方針であります。

当社は、上記の方針に基づき、配当の実施を検討していきたいと考えておりますが、現状では配当を実施しておらず、また、企業価値を高めるための投資に内部留保を使用して機動的な投資に対処することにより株主価値の最大化を図っていくため、結果として無配が継続する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中で、2020年4月7日に政府より特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、外出自粛や事業者の休業が拡大するなど、経済活動が著しく制限される厳しい状況となりましたが、2020年5月25日に同宣言が解除されたため回復の兆しがみられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は第2波、第3波と猛威を振るい、景気の先行きについて未だ不透明な状況が続いております。

また、北海道経済に関しても、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、2020年10月28日から2021年3月7日までの長期にわたり北海道集中対策期間とするなど経済活動は制限され、不透明な経済情勢が続いております。

このような経営環境の中、当社におきましては、財務基盤の強化、インターネット販売の強化等による巣ごもり需要の取り込み及び経費コントロールの強化に取り組んでまいりました。

特に財務基盤の強化につきましては、第1四半期会計期間において株式会社北の達人コーポレーション（東証一部、証券コード2930）の代表取締役社長を務める木下勝寿氏による新株予約権の行使に伴う208,131千円の増資、取引銀行3行からの合計300,000千円の借り入れ及び株式会社エスプール（東証一部、証券コード2471）に対して当社子会社でありましたブルドットグリーン株式会社の株式70%を譲渡したことによる特別利益34,383千円等により、今後も不安定な経営環境が継続した場合においても十分に対応可能な財政状態となりました。

また、iPhone修理のサービスを提供するiCracked Store 2店舗につきましては、2021年2月末日をもって撤退し、16,406千円の特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高3,778,300千円と前年に比べ84,646千円（2.3%）の増収、営業利益53,184千円と前年に比べ142,000千円の増益（前年同期は営業損失88,815千円）、経常利益4,524千円と前年に比べ143,395千円の増益（前年同期は経常損失138,871千円）、当期純利益51,702千円と前年に比べ239,724千円の増益（前年同期は当期純損失188,021千円）となりました。

なお、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年3月まで続くものと考えており、新型コロナウイルス感染症が当社に及ぼす影響度合いは不透明であります。2021年3月期の実績をもとに2022年3月期の業績を予測しております。当社は今後も十分に感染防止対策を講じ、店舗運営等に取り組んでまいりますが、当社の業績は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした店舗休業要請等によって影響を受ける可能性があります。

2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金使途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前事業年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

（リユース事業）

リユース事業におきましては、「沢山のお客様にお店まで足を運んでいただくこと」を課題とし、魅力的な商品を豊富に取り揃えること、お客様が安心して取引できること、その商品をいかに多くのお客様の元に届けるかという3点を必要な要素と捉え、適正な買取価格及び販売価格による魅力的な商品作り、対面販売及びインターネット販売における接客力の強化、インターネット販売による併売体制の強化を進めてまいりました（より詳細な内容につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）会社の対処すべき課題」をご参照ください）。

リユース事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月、5月の営業時間の短縮措置、とりわけゴールデンウィーク中の5日間の全店休業措置もあり、4月、5月の2ヶ月間における既存店売上高は前年同期比で90%を割り込みました。

一方で、消費者の外出自粛に伴う巣ごもり需要の拡大に対してインターネット販売の強化を行ったこと、政府による定額給付金事業の実施により消費需要が喚起されたこと、政府の緊急事態宣言が2020年5月25日に解除さ

れたことにより個人消費が急速に改善したこと及び消費者が新型コロナウイルスに感染する可能性の高い都市中心部などの人口密集地域を避ける消費行動をした傾向がみられ、当社が店舗を展開する郊外型施設の来客数が増加したこと等により、6月単月の既存店売上高は前年同月比110%超と急速に好転いたしました。7月以降においても売上高は堅調に推移し、2020年7月から2021年3月の既存店売上高は前年同期比102%となりました。

また、各店舗の経費コントロールを強化し、人件費の適正化や出張旅費、消耗品費等の販売費及び一般管理費の削減に全社的に取り組んだことにより、前事業年度の新規出店5店舗（純増4店舗）により店舗が増加しているにもかかわらず、リユース事業の当事業年度の販売費及び一般管理費が前年に比べ63,767千円減少いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高3,733,596千円と前年に比べ88,987千円（2.4%）の増収、セグメント利益は312,161千円と前年に比べ128,583千円（70.0%）の増益となりました。

当事業年度末現在におけるリユース事業の各業態別の店舗数は以下のとおりであります。

（単位：店）

	ブックオフ 事業部	ハードオフ事業部				ハードオフ 事業部計	合計
		ハードオフ	オフハウス	ホビーオフ	ガレージ オフ		
店舗数	17	15	17	16	1	49	66

（注）ブックオフ事業部の店舗数にはインターネット販売の1店舗を含みます。

（その他）

本セグメントは報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業とiCracked Storeの運営を通じてiPhoneの修理等のサービスを行うリペア事業を含んでおります。なお、当事業年度においてiCracked Store 1店舗を閉店、1店舗を移管いたしました。当社が運営するiCracked Store残る1店舗につきましても2021年7月までに撤退することが決定しております。本セグメントの当事業年度の業績は売上高44,704千円と前年に比べ4,340千円（8.8%）の減収、セグメント損失は29,782千円と前年に比べ10,676千円の減益（前年同期はセグメント損失19,105千円）となりました。

財政状態の状況

（資産の部）

当事業年度末における流動資産は、1,672,946千円となり、前事業年度末と比べて432,804千円の増加となりました。これは、主に現金及び預金の増加446,009千円によるものです。

また、当事業年度末における固定資産は、1,158,307千円となり、前事業年度末と比べて67,620千円の減少となりました。これは、主に有形固定資産の減少74,523千円によるものです。

以上の結果、資産合計は前事業年度に比べて365,184千円増加の2,831,254千円となりました。

（負債の部）

当事業年度末における流動負債は、996,061千円となり、前事業年度末と比べて48,322千円の増加となりました。これは、主に未払消費税等の増加45,366千円によるものです。

また、当事業年度末における固定負債は、1,461,427千円となり、前事業年度末と比べて52,129千円の増加となりました。これは、主に長期借入金の増加156,185千円、社債の減少50,000千円、リース債務の減少35,208千円及び繰延税金負債の減少18,076千円によるものです。

以上の結果、負債合計は前事業年度と比べて100,451千円増加の2,457,489千円となりました。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は、373,764千円となり、前事業年度末と比べて264,732千円の増加となりました。これは、主に新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加211,180千円及び当期純利益51,702千円の計上によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、647,871千円となりました。
当事業年度における各キャッシュ・フローの概況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は69,705千円となりました。これは、主に税引前当期純利益の計上22,500千円、減価償却費の計上72,946千円、関係会社株式売却益の計上34,383千円、たな卸資産の増加37,946千円、未払消費税等の増加45,366千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により増加した資金は62,662千円となりました。これは、主に定期預金の預入による支出50,000千円、貸付けによる支出120,000千円、貸付金の回収による収入200,098千円、関係会社株式の売却による収入34,460千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は263,642千円となりました。これは、主に長期借入金の増加による収入450,000千円、ストックオプションの行使による収入210,289千円、長期借入金の返済による支出298,362千円、社債の償還による支出58,700千円、リース債務の返済による支出36,676千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

当事業年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（%）
リユース事業	1,257,010	1.3
その他	16,697	35.3
合計	1,273,707	1.3

- （注） 1. 金額は、実際仕入額によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. リユース事業の仕入実績を業態別に示すと以下のとおりであります。

業態別	仕入高（千円）	前年同期比（%）
ブックオフ	367,537	6.5
ハードオフ	340,790	12.9
オフハウス	332,293	12.2
ホビーオフ	189,912	7.7
ガレージオフ	8,748	20.5
E C 事業部	17,025	36.6
3 R 事業推進課	701	35.1
リユース事業合計	1,257,010	1.3

b. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
リユース事業	3,733,596	2.4
その他	44,704	8.8
合計	3,778,300	2.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. リユース事業の販売実績を業態別に示すと以下のとおりであります。

業態別	販売高（千円）	前年同期比（%）
ブックオフ	1,152,286	9.0
ハードオフ	753,120	11.0
オフハウス	1,078,958	7.7
ホビーオフ	573,967	5.6
ガレージオフ	26,595	7.2
E C 事業部	75,251	13.7
3 R 事業推進課	73,416	8.8
リユース事業合計	3,733,596	2.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行っているものであります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

この財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は2022年3月まで継続することを前提としておりますが、その前提は不確実性があり、将来の事業計画等の見込数値に反映させることが困難であると考えております。また、2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金使途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 固定資産の減損

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

財政状態の分析

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、3,778,300千円(前年同期比2.3%増)となりました。その主な要因は、リユース事業の既存店舗の売上高が前事業年度の売上高を上回ったことと、前事業年度の新規出店により売上高が増加したことです。

(営業利益及び経常利益)

当事業年度における営業損益は、53,184千円の営業利益(前年同期は88,815千円の営業損失)となりました。その主な要因は、経費コントロールを強化し、人件費の適正化や出張旅費、消耗品費等の販売費及び一般管理費の削減に全社的に取り組んだことによるものであります。また、経常損益は、4,524千円の経常利益(前年同期は138,871千円の経常損失)となりました。これは、受取手数料などの営業外収益19,717千円と支払利息などの営業外費用68,377千円が発生したことによるものです。

(当期純利益)

関係会社株式の売却による特別利益34,383千円とiCracked Store2店舗の閉店による特別損失16,406千円を計上したことによって、当事業年度における当期純利益は51,702千円(前年同期は当期純損失188,021千円)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は中長期的に安定した事業展開及び店舗運営を行うため、継続的で良質な資金を確保することを基本方針としております。

その財源につきましては、自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

当事業年度末における現金及び現金同等物は647,871千円です。また、当事業年度末における借入金等につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 附属明細表 借入金等明細表」に記載のとおりであります。

経営戦略の現状と見通し

リユース事業におきましては、リユース市場は今後も拡大していくものと考えられており、当社もリユース市場の拡大に対応してまいります。店舗展開に関しましては、将来的にはリユース店舗を国内のみならず国外にお

いても展開することも視野に入れております。当社では、環境保護という目標の下で、リユース事業において安定的な収益を確保しながら、環境保護に関する多様なソリューションを提供していくことによりバランスのとれた収益性と成長性を確保していきたいと考えております。

これらを達成するためにリユース事業においては費用対効果の検証を強化し、店舗オペレーションの効率的な運用及びコストコントロールの徹底により収益率の向上に努めてまいります。

なお、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年3月まで続くものと考えており、新型コロナウイルス感染症が当社に及ぼす影響度合いは不透明であります。2021年3月期の実績をもとに2022年3月期の業績を予測しております。当社は今後も十分に感染防止対策を講じ、店舗運営等に取り組んでまいります。当社の業績は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした店舗休業要請等によって影響を受ける可能性があります。

2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金使途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、前期において当期純損失が発生したことを重く受け止め、2020年4月1日より代表取締役社長長谷川勝也がリユース事業本部長を兼務するとともに、リユース事業に対する営業支援の拡充のための営業支援本部を新設いたしました。この新体制により、当期は不安定な経営環境にあっても迅速に対応し、売上を確保するとともに全社的に経費コントロールを強化したことで黒字化させることを実現しました。今後も安定的な収益を確保するために費用対効果の検証を強化し、リユース事業における店舗オペレーションの効率的な運用及び経費コントロールの徹底により収益率の向上に努め、「売上高経常利益率」及び「自己資本利益率」を向上させていくことが経営上の最優先課題であると認識しております。

また、リユース事業を含む環境保護に関するビジネスの市場が拡大していく一方で、同業他社の増加により競争が激化していくことが予想されます。そのため、当社としては、他社との差別化を図ることも重要な課題であると認識しております。

これらの問題に対処するために、当社では、高い専門的知識やノウハウを持った人材の育成と採用に注力するとともに、リユース事業を含む環境保護に関する多様なソリューションを提供することにより、当社の独自性を発揮し、同業他社との差別化を図ってまいります。なお、事業地域については、日本国内を中心としつつ、将来的には国外においても事業展開を図る方針であります。

これらにより、当社は環境保護に関する代表的な企業となることを目指してまいります。

なお、当事業年度末日現在におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、当社は、お客様及び取引先並びに従業員の安全を最優先して感染予防・拡大防止措置を講じております。ただし、店舗において当社の従業員またはお客様が感染し店舗運営に支障をきたした場合や政府による休業要請を受けた場合などは、当社の店舗において長期間の休業等の措置を講じる必要性が生じることにより、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途であるインバウンド事業につきましては、2020年6月4日に行使された208百万円については資金使途を変更し、運転資金に充当することとしておりますが、未行使となっている新株予約権が行使期限である2021年12月4日までに行使された場合には、新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

- (1) 当社はリユース事業を運営するにあたり、ブックオフコーポレーション株式会社(以下甲という)とフランチャイズ契約を締結しております。

契約の名称	BOOK OFFフランチャイズ加盟契約
契約の本旨	甲は当社に対して標章と、甲が開発し所有するフランチャイズシステムを用い、フランチャイズチェーン店の営業を行うことを許諾し、かつ契約期間中、継続的に経営指導、営業指導、技術援助を行うことを約し、当社はこれについて甲に一定の対価を支払う。
加盟料	出店ごとに一定額
開店指導料	出店ごとに一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率
使用を許諾する標章	甲は当社に対して、所有している商標・サービスマーク等を、加盟契約に従って使用することを許諾する。
契約期間	契約日より満5年間(以降2年毎の自動更新)

- (2) 当社はリユース事業を運営するにあたり、株式会社ハードオフコーポレーション(以下乙という)と以下の4業態のフランチャイズ契約を締結しております。

契約の名称	HARD OFFフランチャイズ加盟契約
契約の本旨	乙は当社に対して、HARD OFF・システムを用いて行うチェーン店の営業を店舗を定めて許諾し、中古品等の仕入及び販売の方法、サービスの方法等、営業全般についての指導援助を行い、当社はその対価として乙にロイヤリティを支払う。
加盟料	出店ごとに一定額
開店指導料	出店ごとに一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率
使用を許諾する標章	乙はハードオフチェーンに関して開発し、所有している商標・ロゴタイプ・意匠及び記号等を、乙の指示に従って使用することを許諾する。
契約期間	契約日より満5年間(以降2年毎の自動更新)

契約の名称	OFF HOUSEフランチャイズ加盟契約
契約の本旨	乙は当社に対して、OFF HOUSE・システムを用いて行うチェーン店の営業を店舗を定めて許諾し、中古品等の仕入及び販売の方法、サービスの方法等、営業全般についての指導援助を行い、当社はその対価として乙にロイヤリティを支払う。
加盟料	出店ごとに一定額
開店指導料	出店ごとに一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率
使用を許諾する標章	乙はオフハウスチェーンに関して開発し、所有している商標・ロゴタイプ・意匠及び記号等を、乙の指示に従って使用することを許諾する。
契約期間	契約日より満5年間(以降2年毎の自動更新)

契約の名称	HOBBOY OFFフランチャイズ加盟契約
契約の本旨	乙は当社に対して、HOBBOY OFF・システムを用いて行うチェーン店の営業を店舗を定めて許諾し、中古品等の仕入及び販売の方法、サービスの方法等、営業全般についての指導援助を行い、当社はその対価として乙にロイヤリティを支払う。
加盟料	出店ごとに一定額
開店指導料	出店ごとに一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率
使用を許諾する標章	乙はホビーオフチェーンに関して開発し、所有している商標・ロゴタイプ・意匠及び記号等を、乙の指示に従って使用することを許諾する。
契約期間	契約日より満5年間(以降2年毎の自動更新)

契約の名称	GARAGE OFFフランチャイズ加盟契約
契約の本旨	乙は当社に対して、GARAGE OFF・システムを用いて行うチェーン店の営業を店舗を定めて許諾し、中古品等の仕入及び販売の方法、サービスの方法等、営業全般についての指導援助を行い、当社はその対価として乙にロイヤリティを支払う。
加盟料	出店ごとに一定額
開店指導料	出店ごとに一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率
使用を許諾する標章	乙はガレージオフチェーンに関して開発し、所有している商標・ロゴタイプ・意匠及び記号等を、乙の指示に従って使用することを許諾する。
契約期間	契約日より満5年間(以降2年毎の自動更新)

- (3) 当社はリペア事業を運営するにあたり、iCracked Japan株式会社とパートナーシップ基本契約を締結しております。

契約の名称	「iCracked」パートナーシップ基本契約書
契約の本旨	株式会社エコノスに対して、iCracked事業のノウハウの付与
契約の内容	「iCracked」の標章等の使用 携帯電話の修理技能、販売手法、業務管理等の指導
契約期間	契約日より満1年間(以降1年毎の自動更新)

(注) 当事業年度においてiCracked Store 1店舗を閉店、1店舗を移管いたしました。当社が運営するiCracked Storeの残る1店舗につきましても2021年7月までに撤退することが決定しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は7,551千円であり、その主要なものはリース資産（買取用トラック）の取得4,503千円の投資であります。

2 【主要な設備の状況】

2021年3月31日現在

事業所所在地(店数)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)								従業員数(名)	
			建物	構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	土地		リース資産	その他		合計
							金額	面積(m ²)				
北海道札幌市(26)	リユース事業	店舗設備	40,902	1,400	173	29,144	-	(11,890.92)	38,282	-	109,902	52(116)
北海道岩見沢市(2)	リユース事業	店舗設備	2,005	1,496	-	530	-	(828.32)	-	-	4,032	3(11)
北海道江別市(2)	リユース事業	店舗設備	2,091	117	-	3,307	-	(848.58)	25,098	-	30,615	4(13)
北海道恵庭市(2)	リユース事業	店舗設備	840	650	-	63	-	(990.11)	24,961	-	26,515	4(8)
北海道小樽市(3)	リユース事業	店舗設備	-	-	-	-	-	(1,757.50)	-	-	-	4(15)
北海道旭川市(7)	リユース事業	店舗設備	32,391	2,568	-	30,454	-	(3,560.06)	3,390	-	68,804	16(33)
北海道北見市(3)	リユース事業	店舗設備	43,790	579	-	6,840	59,167	1,862.84	-	-	110,377	9(11)
北海道滝川市(4)	リユース事業	店舗設備	1,774	-	-	675	-	(1,652.89)	44,934	-	47,384	8(14)
北海道帯広地区(8)	リユース事業	店舗設備	7,283	2,866	-	22,944	-	(6,422.79)	125,405	-	158,499	19(37)
北海道網走市(2)	リユース事業	店舗設備	-	-	-	-	-	(816.53)	-	-	-	3(5)
北海道釧路地区(6)	リユース事業	店舗設備	4,863	-	-	14,774	-	(5,459.27)	103,107	-	122,744	12(21)
EC事業部	リユース事業	出張買取設備	-	-	-	33	-	(449.10)	4,253	-	4,286	8(3)
3R事業推進課	リユース事業	倉庫設備	1,320	-	1,724	599	-	(974.08)	2,479	114	6,237	2(6)
不動産賃貸	その他	賃貸用設備	4,005	-	-	1,083	56,315	2,577.56	-	-	61,404	-(-)
リペア事業	その他	店舗設備	-	-	-	-	-	(12.00)	-	-	-	2(4)
本社	全社(共通)	統括業務設備等	1,070	-	-	1,108	-	(236.10)	-	-	2,178	10(4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パート・アルバイトスタッフ)は、年間平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。
 2. 金額には消費税等を含んでおりません。
 3. 現在休止中の設備はありません。
 4. 土地及び建物を賃借しており、年間賃借料は414,023千円であります。なお、賃借している土地の面積については()書きで示しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,600,000
計	2,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,283,898	1,283,898	札幌証券取引所 アンビシヤス	単元株式数は100株であります。
計	1,283,898	1,283,898		

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

2019年11月19日取締役会決議(第6回新株予約権)

決議年月日	2019年11月19日
新株予約権の数(個)	180,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 180,000 (注)2 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	561 (注)4
新株予約権の行使期間	2019年12月5日～2021年12月4日 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 561 資本組入額 280.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は576,000株、割当株式数((注)3(1)に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額((注)4(2)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、(注)3に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落

により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、2019年11月19日開催の取締役会の直前取引日までの6ヶ月間の当社普通株式の証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」という。）における普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の90%に相当する価額、または本欄(4)記載の下限行使価額のいずれか高い価額である。当社は、割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。当該決議が行われた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

(注)4(3)に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。ただし、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。

(4) 行使価額の下限

当初346円（ただし、(注)4(4)の規定を準用して調整されることがある。）

下限行使価額は、札幌証券取引所における終値に60%を乗じた価格とした。

(5) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

199,296,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(6) 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は576,000株（発行済株式総数に対する割合は65.54%）、割当株式数は1株で確定している。

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、(注)8を参照）。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。

3. 新株予約権の目的となる株式の内容及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式576,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。）。ただし、本欄(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)4(4)の 及び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、561円とする。

(3) 行使価額の修正

当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が346円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項(4) のbに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- c. 本項(4) のbに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) のbに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) のbに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- e. 本項(4) のaからdまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の

承認を条件としているときには本項(4)のaからdにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使期間

2019年12月5日から2021年12月4日（ただし、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。ただし、(注)9に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注)3記載の対象株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当

社発行済株式総数（自己株式含む）の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。ただし、当社の業務提携先の役員であるJiraiwat Wongsomsri氏、古知屋信明氏及び当社とフランチャイズ契約を締結している株式会社ハードオフコーポレーション（本店所在地：新潟県新潟市新栄町3丁目1番13号、代表取締役社長：山本 太郎、東証一部・コード2674）は、本新株予約権の行使に際し、本号は適用されない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

9. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第46期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	371,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	371,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	561
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	208,131
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	396,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	396,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価格等(円)	-	561
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	222,156

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	19,700	879,098	3,082	213,895	3,082	162,222
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	25,400	904,498	7,093	220,989	7,093	169,316
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1、2	379,400	1,283,898	105,590	326,579	105,590	274,906

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2019年11月19日提出の有価証券届出書に記載した資金使途の重要な変更は以下のとおりであります。

当社は、2019年12月5日を割当日として第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」、「特定警戒都道府県の指定」及び「休業要請」等の影響により、リユース店舗の客数減少に伴う売上が減少し、手元流動性資金の確保及び自己資本の強化が急務となりました。

このような経緯から、当社は2020年5月18日開催の取締役会において、本新株予約権の割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社、株式会社ストライダーズ(東証JASDAQ、証券コード9816)、Jiraiwat Wongsomsri氏及び古知屋信明氏が、それぞれ保有する本新株予約権の一部を、株式会社北の達人コーポレーション(東証一部、証券コード2930)の代表取締役社長を務める木下勝寿氏に対して譲渡することを承認し、本新株予約権の行使により調達する資金の使途について一部変更することを決議いたしました。

なお、インバウンド事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により進捗が遅れが生じており、今回の資金使途の変更により投資する資金は減少しますが、当社の業績が回復及び新型コロナウイルス感染拡大が終息した段階で順次進めてまいります。

資金使途変更の内容

[変更前] 変更箇所は下線で示しております。

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
インバウンド事業投資	<u>318</u>	2019年12月～2021年12月
TTNJ社への出資及び融資資金	<u>(150)</u>	
インバウンド関連施設への投資資金	<u>(168)</u>	

[変更後] 変更箇所は下線で示しております。

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
インバウンド事業投資	<u>110</u>	2019年12月～2021年12月
TTNJ社への出資及び融資資金	<u>(1)</u>	
インバウンド関連施設への投資資金	<u>(109)</u>	
運転資金	<u>208</u>	<u>2020年7月～2021年3月</u>

変更後における「TTNJ社への出資及び融資資金」の1百万円は、既に充当済みです。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	3	11	-	-	217	231	-
所有株式数(単元)	-	-	43	3,358	-	-	9,431	12,832	698
所有株式数の割合(%)	-	-	0.33	26.16	-	-	73.49	100.00	-

(注) 自己株式289株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に89株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
木下 勝寿	札幌市中央区	371,000	28.90
長谷川 勝也	札幌市中央区	232,085	18.08
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	180,400	14.05
ブックオフグループホールディングス株式会社	神奈川県相模原市南区古淵2丁目14番20号	81,000	6.31
石澤 淳一	札幌市白石区	55,797	4.34
エコノス従業員持株会	札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号	40,581	3.16
水谷 清文	三重県三重郡菟野町	38,400	2.99
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル4階	35,000	2.72
猪又 将哲	札幌市中央区	33,100	2.57
若杉 精三郎	大分県別府市	26,900	2.09
計		1,094,263	85.24

(注) 前事業年度末現在において主要株主ではなかった木下勝寿氏が、当事業年度末現在において新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,283,000	12,830	
単元未満株式	普通株式 698	-	
発行済株式総数	1,283,898	-	
総株主の議決権	-	12,830	

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エコノス	札幌市白石区北郷四条13 丁目3番25号	200	-	200	0.02
計		200	-	200	0.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	289		289	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、新規出店をはじめとする事業活動の拡大及び強固な経営基盤の確立を目的とした財務体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、純資産の部における利益剰余金がマイナスであることから、無配といたします。今後の利益還元については、当社の財政状態及び経営成績を勘案しながら、適宜検討する予定であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行う旨を定款で定めており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、「全ての事業活動を通して地域社会に貢献し、全従業員の成長と幸せを実現する」という経営理念の実現を図り、企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

当社は、経営理念に基づき、経営の効率化や経営のスピード化を徹底し、経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

また、株主及び投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会、取締役会及び監査役会等の機能を一層強化、改善及び整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

企業統治の体制

<概要及び当該体制を採用する理由>

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けております。

当社は、1名の社外取締役と3名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役社長及び業務執行取締役の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えられるため、当該体制を採用しております。

(取締役会)

取締役会は、代表取締役社長長谷川勝也を議長として、新行内宏之及び社外取締役寺田昌人の取締役3名で構成しており、毎月1回の定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び取締役会規則で定められた事項等について適正な議論のもとに意思決定がなされ、予算及び業務の進行状況について確認しております。

(経営会議)

当社は、迅速な意思決定を実現するために、代表取締役社長長谷川勝也を議長として、新行内宏之、社外監査役藤永至高及び経営企画室長三田英寿で構成される経営会議を設置し、原則として月1回開催しております。この経営会議では営業報告、各種懸案事項、取締役会の議題及び業務に関する重要事項を主な会議内容とし、当社の経営に関わる重要な事項の協議を行っております。

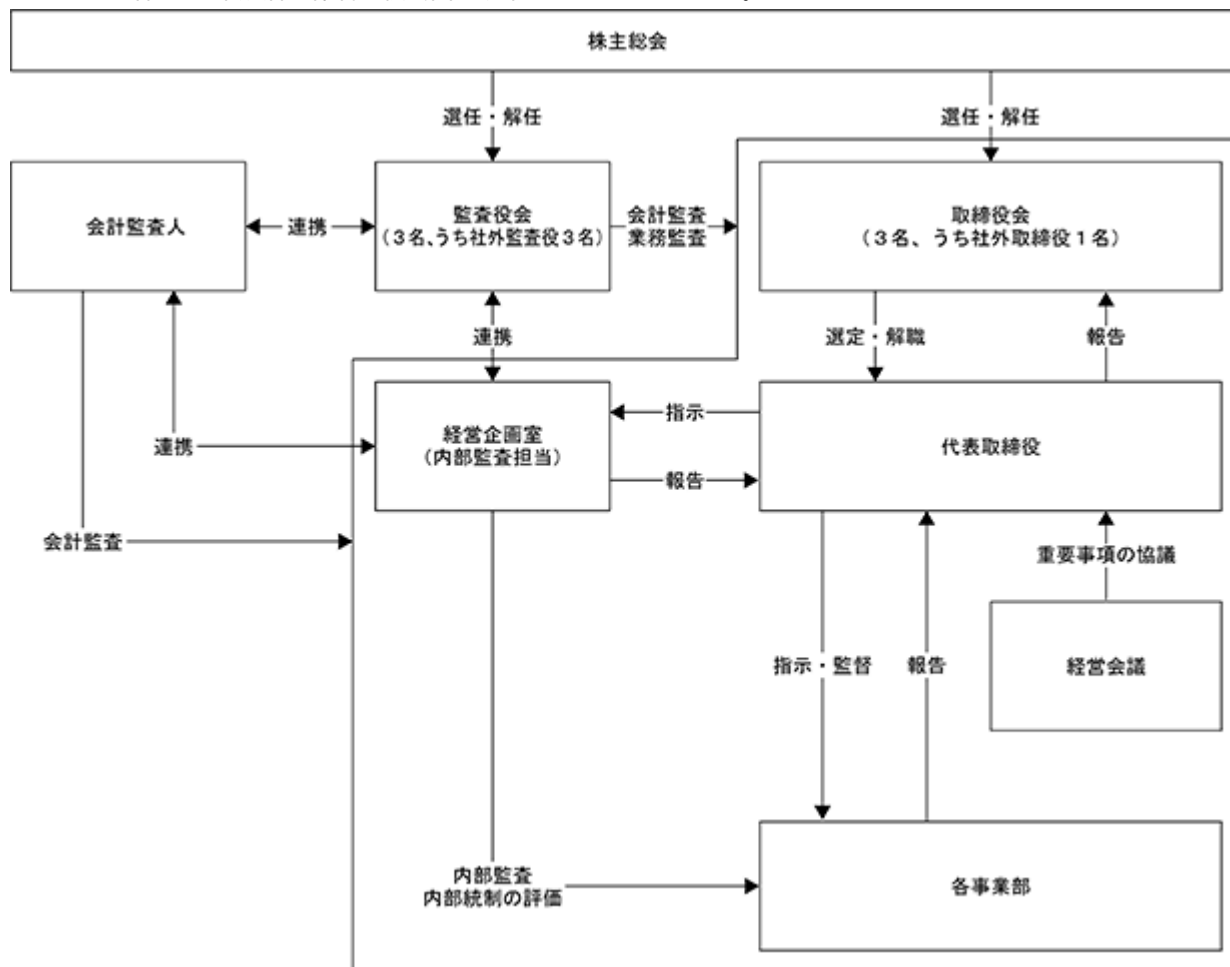
(監査役会)

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役の独立性及び監査の実効性を確保するため、常勤社外監査役藤永至高を議長として、非常勤社外監査役田村克美及び石川信行で構成されております。監査役会は、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査役間の意見交換を実施するほか、監査方針、年間監査計画等を決定しております。また、監査役3名は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を十分に監視できる体制となっているほか、常勤社外監査役は、経営会議等の社内の重要な会議全てに出席することになっております。

(内部監査)

当社は、経営企画室において内部監査を実施しており、現在は三田英寿を経営企画室長として計2名を配置しております。年間を通じて必要な内部監査を随時行っており、その結果は経営企画室より直接代表取締役社長に報告されるほか、定期的に行う常勤社外監査役との意見交換において、監査内容及び結果を報告しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



< その他の事項 >

(内部統制システムの整備状況)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備をするため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議するとともに、各種社内規程や「コンプライアンスポリシー」等を整備し、コンプライアンスを遵守した業務運営を行う体制を整備しております。

イ．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「行動指針」を制定し、また、当社の取締役及び使用人に対し、「エコノスクレドブック」を配布し、法令及び社会理念の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底することで、経営理念の実現を図る。
- (b) コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。
- (c) 社長直轄の経営企画室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性及び妥当性等を監査する。
- (d) 当社の取締役及び使用人は、法令もしくは定款上に違反する行為が行われていること、または行われようとしていることに気づいたときは、「公益通報保護規程」に規定される内部通報制度を通じて常勤監査役もしくは外部通報窓口へ当該事項を通報する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務執行に関する文書を重要度に応じて区分し、適切な保存期間を定め、保存及び管理をする。
- (b) 文書管理部署である人事総務チームは、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は取締役会規則に則り、月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制を整備する。

- (b) 当社の常勤取締役、常勤監査役及び経営企画室長から構成される原則月1回開催する経営会議において、情報の共有及び意思疎通等を行い、迅速に経営判断が行える体制を整備する。
 - (c) 当社全体の中期事業計画及び各年度予算を策定し、進捗状況を定期的に確認することで、取締役の業務執行の効率性を確保する。
- ニ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、当該監査役スタッフを配置するものとし、その業務内容及び期間等は監査役会と相談し、その意見を十分考慮のうえ検討する。
 - (b) 監査役スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
 - (c) 監査役スタッフの任命及び異動については、監査役会の同意を必要とし、業務執行者からの独立性を確保する。
- ホ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行にかかわる重要文書を閲覧し、定期的または必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い、業務執行状況等の説明を求めることができる。
 - (b) 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (c) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ヘ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施する。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び経営企画室と連携をとることで、監査役の監査業務を効率的に進める。
 - (c) 監査役の職務を執行する上で必要な費用について、当社は当該費用を速やかに支払うものとする。
- ト．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は「コンプライアンスポリシー」を定め、反社会的勢力との関係を拒絶することをはじめ、「反社会的勢力取引防止規程」において、反社会的勢力とのトラブル発生防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えるものとする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社におけるリスク管理体制は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会で想定されるリスクを特定し、それぞれのリスクについて発生の可能性及び発生した場合の影響度を評価した上で、適切な管理方針を策定しております。経営企画室は内部監査を通じて当社のリスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、当社では「公益通報保護規程」に基づき、常勤監査役もしくは外部通報先を窓口とした通報制度を設けており、役職員が関わるコンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めております。

イ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理責任者を定め、全社でリスク管理に取組む体制を構築し、リスクの識別・評価・管理を行う。
- (b) 経営企画室が行う、当社各部署に対する内部監査を通じて、当社のリスクを早期に発見し、解決を図る。
- (c) 有事の際は、当社の代表取締役社長を本部長とする「危機対策本部」が統括して危機管理にあたり、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

<責任限定契約>

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条

第1項の賠償責任について、その責任の限度額を、2,400千円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める限度額までに規定する額のいずれが高い額とすることができる旨を定款に定めて契約を締結しております。

取締役に関する事項

<取締役の定数及び任期>

当社の取締役は8名以内とし、任期については事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする旨を定款に定めております。

<取締役の選任の決議要件>

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨について、定款に定めております。

株主総会決議に関する事項

<剰余金の配当等の決定機関>

当社は、剰余金の配当を柔軟に実施できるようにするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款で定めております。

<中間配当>

当社は、剰余金の配当を柔軟に実施できるようにするため、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

<取締役及び監査役の責任免除>

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令に定める限度額までに限定することができる旨を定款に定めております。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 事業開発部担当 兼 リユース事業本部長	長谷川 勝也	1966年6月25日	1992年8月 北見シグナス商事(株)(現当社)入社 1993年5月 当社監査役 1995年5月 当社取締役営業本部長 1998年4月 当社代表取締役社長(現任) 2011年11月 マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))代表取締役社長 2013年4月 マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))取締役会長 2017年2月 当社事業開発部担当(現任) 2020年4月 当社リユース事業本部長(現任) 2020年6月 ブルドットグリーン(株)取締役(現任)	(注) 3	232,085
取締役副社長 経営企画室担当 兼 経理部担当 兼 人事総務部長 兼 営業支援本部長	新行内 宏之	1961年2月8日	1989年11月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))入社 1991年2月 (株)北海道拓殖銀行入行 1998年2月 (株)タスコシステム入社 2000年3月 同社取締役管理本部長 2002年8月 日本SGI(株)入社 2002年9月 同社執行役員財務経理本部長 2006年6月 当社監査役 2011年11月 マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))監査役 2014年1月 当社取締役 2015年8月 当社取締役副社長(現任) 2016年8月 経営企画室担当 兼 経理部担当 兼 人事総務部長(現任) 2018年6月 マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))取締役 2019年11月 ブルドットグリーン(株)代表取締役社長 2021年4月 当社営業支援本部長(現任)	(注) 3	5,000
取締役	寺田 昌人	1963年9月6日	1991年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2001年10月 (株)KPMGFAS転籍 2012年9月 寺田公認会計士事務所設立 代表(現任) 2014年6月 当社社外監査役 2016年4月 税理士法人知野・寺田会計事務所 代表社員(現任) 2018年6月 マイクライメイトジャパン(株)(現ブルドットグリーン(株))監査役 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年7月 株式会社3eee監査役(現任) 2020年6月 株式会社京都セミコンダクター監査役就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	藤永 至高	1956年3月18日	1979年4月 2005年2月 2009年4月 2012年4月 2016年6月	札幌東芝商品販売(株)(現東芝コンシューママーケティング(株))入社 同社道東支店長 同社道央支店長 東芝エルイーソリューション(株)入社 北海道支店営業グループ長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	田村 克美	1950年12月17日	1969年3月 2003年10月 2010年12月 2012年10月 2014年1月	道東東芝商品販売(株)(現東芝コンシューママーケティング(株))入社 同社コモディティ営業統括北海道支店長 (株)パソナエンパワー(現(株)パソナマーケティング)入社 北海道支店長 同社札幌営業所長 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	石川 信行	1968年3月26日	1993年10月 1997年8月 2005年4月 2014年6月 2018年6月 2020年9月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 石川公認会計士事務所設立 代表(現任) 北海道大学会計専門職大学院 実務家教員 日本公認会計士協会北海道会 副会長 当社監査役(現任) 国立大学法人北海道大学 監事(現任)	(注)4	-
計						237,085

- (注) 1. 取締役寺田昌人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は2020年6月5日付で、当社が保有するブルードットグリーン株式会社の株式の70%を譲渡したため、ブルードットグリーン株式会社は当社の連結子会社から除外されることとなりました。

社外取締役及び社外監査役

<員数並びに提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係>

当社は社外取締役1名と社外監査役3名を選任しております。

社外取締役寺田昌人氏と当社との間で、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は寺田公認会計士事務所の代表及び税理士法人知野・寺田会計事務所の代表社員であります。当社と各事務所との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

社外監査役藤永至高氏と当社との間で、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役田村克美氏と当社との間で、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石川信行氏と当社との間で、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は石川公認会計士事務所の代表であります。当社と当該事務所との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

<企業統治において果たす機能及び役割>

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスを構築するため、他社での業務経験や会計等の専門的知識に基づいて経営事項の決定や業務執行の監督及び監査を行っております。

社外取締役は、取締役会において、内部監査状況、会計監査状況及びその結果について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を担っております。

社外監査役は、取締役会への出席や、経営企画室（内部監査担当）及び会計監査人との間で意見交換等を行い、取締役の職務執行を監査するとともに、監査機能の更なる充実を図っております。

<選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する提出会社の考え方>

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券会員制法人札幌証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、検討を行っております。また、当社は社外取締役及び社外監査役に、職務執行に関する豊富な経験・知識に基づく視点から公正で中立的、客観的な立場から経営の監視を行うことができる人材を選任しております。

<社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係>

当社は取締役会による経営の意思決定並びに取締役の職務執行の監督及び管理、経営会議による経営の基本方針及び経営に関する重要な事項についての審議及び報告を行っております。

社外取締役及び社外監査役は、毎月の取締役会その他の重要な会議に出席しており、社外監査役におきましては監査役会を定期的に開催して情報を共有するなど、取締役の職務執行を監視できる体制を心掛けるとともに、経営企画室（内部監査担当）及び会計監査人と綿密な連携を保ち監査効果の向上に努めております。

また、監査役会による取締役の業務執行監査のほか、経営企画室（内部監査担当）による内部統制監査を実施しているため、経営監視機能は十分に図られているものと考えており、現在のガバナンス体制を採用しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

<監査役監査の組織、人員及び手続き>

当社の監査役会は常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名で構成しております。

常勤社外監査役藤永至高氏は、支店長経験が豊富であり、会社経営及び業務全般に関する深い知識と経験を有しております。非常勤社外監査役田村克美氏は、支店長及び営業所長の経験が豊富であり、会社経営及び業務全般に関する深い知識と経験を有しております。また、非常勤社外監査役石川信行氏は公認会計士としての資格を有しております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しており、毎月開催される取締役会の他、重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査しております。

<監査役会の活動状況>

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他は、必要に応じて随時開催されます。当事業年度においては合計で15回開催し、1回当たりの所要時間は約1時間です。藤永至高氏、田村克美氏及び石川信行氏とともに、15回すべてに出席し、出席率は100%であり、年間を通じ以下のような決議、報告等がなされました。

決議7件：監査基本方針、監査基本計画、監査方法、業務分担、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報告書案等

報告33件：取締役会議題事前確認、監査役月次活動報告、会計監査人との意見交換、代表取締役社長、社外取締役及び各部門長並びに、経営企画室（内部監査担当）との意見交換等

<常勤監査役及び非常勤監査役の活動状況>

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。取締役会への監査役の出席率は、社外常勤監査役、社外監査役とも100%であり、その他、主に常勤監査役が、経営会議等の重要な会議へ出席しております。

また、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査するとともに、本社、当社各部署への監査、経営企画室（内部監査担当）との意見交換、業務

監査計画の説明や監査結果の報告、会計監査人との意見交換、会計監査計画の説明や監査結果の報告、会計監査人の評価などを行っております。

内部監査の状況

< 内部監査の組織、人員及び手続 >

社長直轄部門として経営企画室に内部監査担当2名を置き、各部署及び店舗の監査を年間の監査計画に基づいて実施し、法令及び諸規程の遵守並びに内部統制の実効性等を監査しております。経営企画室に対する内部監査は自己監査にならないよう経理部において実施しており、それぞれの監査結果は直接代表取締役社長に報告しております。

< 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係 >

経営企画室（内部監査担当）、監査役及び会計監査人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、情報や意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点や指摘事項の改善状況の確認を行っております。

また、経営企画室（内部監査担当）は常勤監査役と随時情報交換を行い、それぞれの監査結果についても報告しております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b．継続監査期間

11年間

c．業務を執行した公認会計士

板垣 博靖（継続監査年数 5年）

萩原 靖之（継続監査年数 3年）

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他7名であります。

当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

e．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制及び監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談及び質問等を行い、その内容を総合的に判断し、会計監査人を選定しております。

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会が行う会計監査人に対する評価は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に基づき、職務の遂行が適正に行われることを確保する体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、総合的に評価しております。

g．監査法人の異動

第46期（個別） EY新日本有限責任監査法人

第47期（個別） 三優監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

異動の年月日 2021年6月29日(第46回定時株主総会開催予定日)

退任する監査公認会計士等が監査公認会計士となった年月日 2010年8月25日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催予定の第46回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査役会は、現会計監査人の監査継続年数を踏まえ、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査報酬の相当性等について、複数の会計監査人を対象として検討いたしました。

監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査ができることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	-
連結子会社	-	-
計	14,000	-

区分	当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	-

b. 監査公認会計士と同一のネットワーク（EY新日本有限責任監査法人）に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査日数、会社規模及び業務内容等の要素を勘案し、監査役会の同意の上、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、それらが適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることなどから、当該方針に沿うものであると判断しております。

< 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法 >

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、月例の固定報酬のみであり、基本報酬を100%と決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、株主総会において決定された報酬総

額の限度内において、世間水準及び経営内容、従業員とのバランス等を考慮し、取締役会で決定する。

また、監査役の報酬等については、株主総会において決定された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

< 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容 >

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年1月10日であり、決議の内容は、取締役の報酬は年額1億3,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は8名以内とする。）とし、そのうち社外取締役は年額2,000万円以内とする旨の決定をしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年9月30日であり、決議の内容は、監査役の報酬は年額3,000万円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内。）とする旨の決定をしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

< 当事業年度の報酬等の決定の過程における取締役会等の活動内容 >

当事業年度における当社役員の報酬等の額につきましては、2020年6月26日の取締役会において、前事業年度の業績や当社役員の活動状況などを総合的に勘案して、株主総会において決定された報酬総額の限度内において決定しております。また、監査役の報酬等は、株主総会において決定された報酬総額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役の協議により決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	52,282	52,282	-	-	3
社外取締役	1,800	1,800	-	-	1
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外監査役	6,000	6,000	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的の株式は専ら株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的とする株式とし、純投資目的以外の株式は発行会社との取引関係の維持・強化等を通じて当社の企業価値向上に資すると判断し保有する株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、情報入手、資金の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	9,000
非上場株式以外の株式	2	22,230

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	1	240	取引先持株会を通じた株式の取得

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
ブックオフグルー プホールディング ス株式会社	18,979	18,669	フランチャイズ関係の円滑化 定量的保有効果の合理的な検証は困 難であります。 保有の合理性につきましては、商品 の仕入・販売指導料の支払等の取引 を行っており、取引関係の構築・維 持その他事業上の必要性や、取引状 況・直近業績等に基づいた経済的な 合理性の確認を行い、合理性がある と判断しております。 また、取引先持株会を通じた株式の 取得により株式数が増加しておりま す。 当事業年度の受取配当金額は84千円 であります。	有
	18,884	14,991		
株式会社ほくほく フィナンシャルグ ループ	3,252	3,252	同社の関係会社は当社の主要取引金 融機関であり、良好な取引関係の維 持、強化のため、同社株式を保有し ております。 当事業年度末における同社の関係会 社からの借入額は544,925千円であ ります。 当事業年度の受取配当金額は400千 円であります。	有
	3,346	3,147		

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は2020年6月5日付で連結子会社であったブルドットグリーン株式会社の株式の70%を株式会社エスプール(東証一部、証券コード2471)に譲渡したことにより子会社が無くなりましたので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	251,861	697,871
売掛金	94,889	114,355
商品	758,220	796,167
未収入金	702	10,024
前払費用	49,308	50,523
短期貸付金	2 80,098	2 -
未収還付法人税等	3,236	3,788
その他	2 1,825	2 216
流動資産合計	1,240,142	1,672,946
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 168,894	1 142,337
構築物（純額）	10,663	9,678
機械及び装置（純額）	2,077	1,897
工具、器具及び備品（純額）	126,214	111,560
土地	1 115,483	1 115,483
リース資産（純額）	403,946	371,912
その他（純額）	229	114
有形固定資産合計	3 827,508	3 752,985
無形固定資産		
その他	4,354	1,380
無形固定資産合計	4,354	1,380
投資その他の資産		
投資有価証券	1 28,139	1 31,230
出資金	7,045	7,045
関係会社株式	109	32
長期前払費用	10,115	7,350
敷金	291,825	283,598
保険積立金	51,626	57,185
差入保証金	5,202	3,190
繰延税金資産	-	14,308
投資その他の資産合計	394,064	403,941
固定資産合計	1,225,927	1,158,307
資産合計	2,466,069	2,831,254

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,083	8,846
短期借入金	1 450,000	1 450,000
1年内償還予定の社債	8,700	-
1年内返済予定の長期借入金	1 293,361	1 288,813
未払金	53,182	54,081
未払費用	65,452	68,028
未払法人税等	11,449	16,629
未払消費税等	13,421	58,788
ポイント引当金	3,991	3,978
店舗閉鎖損失引当金	-	1,120
預り金	4,388	4,896
リース債務	36,466	39,503
前受収益	342	856
その他	899	518
流動負債合計	947,739	996,061
固定負債		
社債	50,000	-
長期借入金	1 578,953	1 735,138
リース債務	554,569	519,360
長期未払金	46,086	40,514
長期預り敷金	1,489	1,489
退職給付引当金	54,061	58,516
資産除去債務	106,062	104,818
長期前受収益	-	1,590
繰延税金負債	18,076	-
固定負債合計	1,409,298	1,461,427
負債合計	2,357,037	2,457,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	220,989	326,579
資本剰余金		
資本準備金	169,316	274,906
資本剰余金合計	169,316	274,906
利益剰余金		
利益準備金	32,100	32,100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	316,407	264,705
利益剰余金合計	284,307	232,605
自己株式	164	164
株主資本合計	105,834	368,717
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,875	4,615
評価・換算差額等合計	1,875	4,615
新株予約権	1,322	432
純資産合計	109,031	373,764
負債純資産合計	2,466,069	2,831,254

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	3,693,653	3,778,300
売上原価	1,206,005	1,230,635
売上総利益	2,487,648	2,547,664
販売費及び一般管理費	² 2,576,464	² 2,494,480
営業利益又は営業損失()	88,815	53,184
営業外収益		
受取配当金	1,023	854
助成金収入	324	-
受取手数料	8,722	8,679
消費税差額	3,351	2,926
協賛金収入	1,738	497
業務受託手数料	3,651	2,676
その他	¹ 6,109	¹ 4,083
営業外収益合計	24,919	19,717
営業外費用		
支払利息	66,262	66,546
新株予約権発行費	7,713	-
その他	998	1,831
営業外費用合計	74,974	68,377
経常利益又は経常損失()	138,871	4,524
特別利益		
関係会社株式売却益	-	34,383
特別利益合計	-	34,383
特別損失		
減損損失	³ 15,241	³ 13,288
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	⁴ 2,520
店舗閉鎖損失	-	⁵ 598
賃貸借契約解約損	4,800	-
投資有価証券評価損	1,500	-
特別損失合計	21,541	16,406
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	160,412	22,500
法人税、住民税及び事業税	4,075	4,293
法人税等調整額	23,533	33,495
法人税等合計	27,609	29,201
当期純利益又は当期純損失()	188,021	51,702

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	213,895	162,222	162,222	32,100	128,386	96,286	164	279,667
当期変動額								
新株の発行(新株予 約権の行使)	7,093	7,093	7,093					14,187
当期純損失()					188,021	188,021		188,021
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	7,093	7,093	7,093	-	188,021	188,021	-	173,833
当期末残高	220,989	169,316	169,316	32,100	316,407	284,307	164	105,834

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	2,859	2,859	-	282,527
当期変動額				
新株の発行(新株予 約権の行使)			60	14,127
当期純損失()				188,021
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	984	984	1,382	398
当期変動額合計	984	984	1,322	173,495
当期末残高	1,875	1,875	1,322	109,031

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	220,989	169,316	169,316	32,100	316,407	284,307	164	105,834
当期変動額								
新株の発行(新株予 約権の行使)	105,590	105,590	105,590					211,180
当期純利益					51,702	51,702		51,702
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	105,590	105,590	105,590	-	51,702	51,702	-	262,882
当期末残高	326,579	274,906	274,906	32,100	264,705	232,605	164	368,717

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	1,875	1,875	1,322	109,031
当期変動額				
新株の発行(新株予 約権の行使)			890	210,289
当期純利益				51,702
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	2,740	2,740	-	2,740
当期変動額合計	2,740	2,740	890	264,732
当期末残高	4,615	4,615	432	373,764

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	22,500
減価償却費	72,946
長期前払費用償却額	2,290
関係会社株式売却損益(は益)	34,383
減損損失	13,288
受取利息及び受取配当金	1,247
支払利息	66,546
売上債権の増減額(は増加)	19,466
たな卸資産の増減額(は増加)	37,946
仕入債務の増減額(は減少)	2,763
未払消費税等の増減額(は減少)	45,366
未払費用の増減額(は減少)	2,592
未払金の増減額(は減少)	710
ポイント引当金の増減額(は減少)	13
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	1,120
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,454
その他	7,301
小計	134,222
利息及び配当金の受取額	2,243
利息の支払額	65,034
法人税等の支払額	1,726
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,705
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	50,000
有形固定資産の取得による支出	3,463
有形固定資産の売却による収入	968
投資有価証券の取得による支出	240
投資有価証券の売却による収入	1,000
関係会社株式の売却による収入	34,460
敷金の差入による支出	468
敷金の回収による収入	296
貸付けによる支出	120,000
貸付金の回収による収入	200,098
差入保証金の回収による収入	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,662
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	450,000
長期借入金の返済による支出	298,362
社債の償還による支出	58,700
長期未払金の返済による支出	2,908
リース債務の返済による支出	36,676
ストックオプションの行使による収入	210,289
財務活動によるキャッシュ・フロー	263,642
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	396,009
現金及び現金同等物の期首残高	251,861
現金及び現金同等物の期末残高	1 647,871

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

ブックオフ事業関連商品（書籍、ソフト等）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ・ガレージオフ関連商品

（オーディオ・ビジュアル商品、楽器、衣料品、鞆、トレーディングカード等）

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

リペア事業関連商品

最終仕入原価による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～40年

工具・器具及び備品 2～15年

また、事業用定期借地契約による借地上の建物及び定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借地権または定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) ポイント引当金

顧客への販売及び顧客からの購入実績に応じて付与したポイントについては、その利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額に基づき計上しております。

(2) 店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

リース事業の固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失	-千円	リース事業の固定資産	696,752千円
------	-----	------------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当事業年度において、リース事業の一部の店舗において新型コロナウイルス感染症の影響により減損の兆候が識別されたことから、該当店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された翌事業年度の事業計画と、事業計画が策定されている期間を超える期間については市場環境や店舗周辺の環境を考慮した成長率を基礎として見積っております。

(2) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、翌事業年度の事業計画の基礎となる売上高及び事業計画が策定されている期間を超える期間の成長率であります。これらの主要な仮定については、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年3月まで継続することを前提としております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定の事業計画の基礎となる売上高及び事業計画後の成長率は見積りの不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が今後さらに長期化した場合や深刻化した場合には変動することが予想され、翌事業年度において重要な減損損失が発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

これは、当社の今後の有形固定資産の使用につき、使用実態を改めて検討したところ、耐用年数の期間内において長期安定的に稼働し収益に安定的に貢献していくことが見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法として定額法を採用することが費用配分の観点から合理的であり、経済的実態をより適切に反映できると判断いたしました。

当該変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成してはりましたが、当事業年度より、特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	4,168千円	4,005千円
土地	115,463 "	115,463 "
投資有価証券	23,339 "	30,230 "
計	142,971千円	149,699千円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	310,000千円	310,000千円
1年内返済予定の長期借入金	149,140 "	131,100 "
長期借入金	259,610 "	328,510 "
計	718,750千円	769,610千円

2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期貸付金	80,000千円	-千円
その他	995 "	- "

3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,121,344千円	1,192,366千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引以外の取引高	3,744千円	-千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	542,479千円	539,125千円
雑給	583,893 "	599,757 "
地代家賃	415,116 "	414,023 "
退職給付費用	12,481 "	9,037 "
減価償却費	80,053 "	72,946 "
ポイント引当金繰入額	313 "	13 "
おおよその割合		
販売費	63%	65%
一般管理費	37 "	35 "

3 減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 減損損失を認識したグループの概要

区分	用途	種類	場所	減損損失(千円)
リユース事業	店舗(1拠点)	建物、構築物、工具、器具及び備品	北海道小樽市	13,310
リユース事業	店舗(4拠点) 倉庫(1拠点)	建物、工具、器具及び備品	北海道札幌市他	1,931

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	8,509千円
工具、器具及び備品	6,731 "
合計	15,241千円

(4) 資産グルーピングの方法

当社は資産についてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定の方法

回収可能価額は使用価値により測定し、本社コストの配賦後の将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) 減損損失を認識したグループの概要

区分	用途	種類	場所	減損損失(千円)
その他 (リペア事業)	店舗 (2拠点)	建物、 その他(無形固定資産)	東京都武蔵野市	13,063
			埼玉県さいたま市	225

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した事業所について、閉店及び移管を決定いたしました。それに伴い、対象店舗の一部資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 減損損失の内訳

建物	8,696千円
その他(無形固定資産)	4,591 "
合計	13,288千円

(4) 資産グルーピングの方法

当社は資産についてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定の方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗の譲渡価額であります。

4 店舗閉鎖損失引当金繰入額

当事業年度の店舗閉鎖損失引当金繰入額は、「その他」に含まれるリペア事業の1店舗の閉店を決定したことに伴う賃貸借契約の解約に伴う中途解約金等の見込み額であります。

5 店舗閉鎖損失

その他(リペア事業)の店舗閉店に伴う損失であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	904,498	379,400	-	1,283,898
合計	904,498	379,400	-	1,283,898
自己株式				
普通株式	289	-	-	289
合計	289	-	-	289

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 379,400株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出 会社	第6回新株予約権 (2019年12月5日発行)	普通株式	551,000	-	371,000	180,000	432
合計			551,000	-	371,000	180,000	432

(注) 当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	697,871千円
預入期間が3か月を超える定期預金	50,000 "
現金及び現金同等物	647,871千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

リユース事業における車両（買取用トラック）及び事業用定期借地契約による、借地上の建物及び定期建物賃貸借契約によるものです。

(2) リース資産の減価償却方法

「重要な会計方針 2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	72,629千円
1年超	488,226 "
合計	560,856千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関借入により
ます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については発行体（取引先企業）の業績等による市場価格の
変動リスクに晒されております。

敷金は主に賃借している店舗の所有者に差し入れしているものであり、貸主の信用リスクに晒されておりま
す。

短期借入金の使途は運転資金であります。長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の使
途は主として、新規店舗開設のための設備資金であり、償還期限は最長20年であり、流動性リスクに晒されて
おります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金については、新規出店店舗に関しては、入居時に取引先企業または個人の信用状況について調査し、
回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関
係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を
月次必要資金相当額以上に維持するよう、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含
まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用するこ
とにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	697,871	697,871	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	22,230	22,230	-
(3) 敷金	283,598	281,713	1,885
資産計	1,003,699	1,001,814	1,885
(1) 短期借入金	450,000	450,000	-
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,023,952	1,021,118	2,834
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	558,863	597,640	38,776
負債計	2,032,815	2,068,758	35,942

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金

短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2021年3月31日
非上場株式	9,000
関係会社株式	32

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	697,871	-	-	-
敷金	39,862	35,541	139,705	68,490
合計	737,733	35,541	139,705	68,490

(注) 4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	450,000	-	-	-	-	-
長期借入金	288,813	239,457	200,099	131,983	86,731	76,867
リース債務	39,503	42,152	43,762	46,751	49,361	337,331

(有価証券関係)

1. 子会社及び関連会社

当事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 関連会社株式32千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	18,884	9,245	9,638
小計	18,884	9,245	9,638
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	3,346	5,438	2,092
小計	3,346	5,438	2,092
合計	22,230	14,684	7,546

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
決議年月日	2010年6月25日	2012年6月28日	2013年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 60名	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 25名 子会社の取締役 1名	当社従業員 5名 子会社の取締役 1名 子会社の従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株	普通株式 5,790株
付与日	2010年6月30日	2012年8月15日	2013年7月15日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるもの限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2012年7月2日 ~2020年6月22日	2014年8月16日 ~2022年6月20日	2015年7月16日 ~2023年6月20日
新株予約権の数(個)(注)2、 (注)3	-	22,210	5,790
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)2、(注)3	普通株式 16,600	普通株式 22,210	普通株式 5,790
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、(注)4	257	360	552
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 257 資本組入額 128	発行価格 360 資本組入額 180	発行価格 552 資本組入額 276
新株予約権の行使の条件 (注)2	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるもの限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。		
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2			

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当事業年度末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって当社は次の算式により付与株式数を調整します。但し、この調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額による株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

ただし、上記算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、新株予約権の行使により普通株式を発行する場合には適用されません。上記の行使価額の調整は、いずれかの事由が発生した時点で権利行使されていない新株予約権にかかる行使価額についてのみ行われるものとします。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
決議年月日	2010年6月25日	2012年6月28日	2013年6月27日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定(株)			
前事業年度末	16,600	22,210	5,790
権利確定	-	-	-
権利行使	8,400	-	-
失効	8,200	-	-
未行使残	-	22,210	5,790

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	257	360	552
行使時平均株価(円)	474	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

2. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,993千円	3,751千円
未払事業所税	2,388 "	2,436 "
商品	424 "	1,151 "
ポイント引当金	1,213 "	1,209 "
退職給付引当金	20,774 "	21,376 "
投資有価証券減損	2,820 "	2,820 "
関係会社株式評価損	13,682 "	2,280 "
リース負債	3,901 "	34,005 "
資産除去債務	32,253 "	31,875 "
減損損失	40,978 "	36,259 "
繰越欠損金	55,688 "	62,458 "
その他	82 "	2,082 "
繰延税金資産小計	177,202千円	201,708千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	55,688 "	60,090 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	121,514 "	79,008 "
評価性引当額小計	177,202千円	139,098千円
繰延税金資産合計	-千円	62,609千円
繰延税金負債		
リース資産	-千円	31,613千円
資産除去債務に対応する除去費用	16,255 "	13,756 "
その他有価証券評価差額金	1,820 "	2,931 "
繰延税金負債合計	18,076千円	48,301千円
繰延税金資産の純額	18,076千円	14,308千円

(注) 1. 評価性引当額が38,103千円増加しております。この増加の主な内容は、減損損失8,482千円、関係会社株式評価損11,402千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	55,688	55,688千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	55,688	55,688 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
2020年3月期については非連結の数値を記載しております。

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	-	-	62,458	62,458千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	60,090	60,090 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	2,367	(c)2,367 "

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金62,458千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産2,367千円を計上しております。当該繰延税金資産2,367千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高205,387千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2020年3月期に税引前当期純損失を160,412千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	30.41 %
交際費等永久に損金算入されない項目		0.74 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.23 "
住民税均等割等		19.08 "
評価性引当金の増減		179.43 "
その他		0.35 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率		129.78 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び土地の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を4年から20年と見積り、割引率は0.00%から2.17%を採用して資産除去債務を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	106,062千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- "
時の経過による調整額	1,086 "
資産除去債務の履行による減少	- "
見積りの変更による減少額	2,330 "
期末残高	104,818千円

(賃貸等不動産関係)

当社は北海道において、賃貸収益を得ている不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は商品・サービス別のセグメントから構成されており、「リユース事業」の1つの報告セグメントとしております。

「リユース事業」は当社リユースショップ「ブックオフ」「ハードオフ」「オフハウス」「ホビーオフ」「ガレージオフ」の運営事業であります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

セグメント	取扱商品及びサービス内容	
リユース事業	ブックオフ	書籍・CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト等
	ハードオフ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト等
	オフハウス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・婦人服・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
	ホビーオフ	ホビー・トレーディングカード・その他玩具全般等
	ガレージオフ	タイヤ・ホイール・カーオーディオ・パーツ・アクセサリ・カー用品等

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計期間まで、「低炭素事業」を報告セグメントとしてセグメント情報を開示しておりましたが、低炭素事業を営んでいました当社子会社でありましたブルードットグリーン株式会社の株式の70%を譲渡したことに伴い当事業年度より報告セグメントの区分を見直し「リユース事業」のみのセグメントになっております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	リコース 事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	3,644,609	3,644,609	49,044	3,693,653	-	3,693,653
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,644,609	3,644,609	49,044	3,693,653	-	3,693,653
セグメント利益又は損失 ()	183,577	183,577	19,105	164,472	253,288	88,815
セグメント資産	1,942,365	2,023,471	93,944	2,117,416	429,759	2,466,069
その他の項目						
減価償却費	77,137	77,137	1,858	78,996	1,056	80,053
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	135,576	135,576	11,053	146,630	-	146,630

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業及びリペア事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 253,288千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額429,759千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	リコース 事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	3,733,596	3,733,596	44,704	3,778,300	-	3,778,300
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,733,596	3,733,596	44,704	3,778,300	-	3,778,300
セグメント利益又は損失 ()	312,161	312,161	29,782	282,379	229,194	53,184
セグメント資産	1,935,139	1,935,139	74,910	2,010,050	821,203	2,831,254
その他の項目						
減価償却費	70,571	70,571	1,919	72,491	455	72,946
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,551	7,551	-	7,551	-	7,551

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業及びリペア事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 229,194千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額821,203千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への販売が無いため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への販売が無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	リユース事業	計			
減損損失	15,241	15,241	-	-	15,241

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	リユース事業	計			
減損損失	-	-	13,288	-	13,288

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

	(単位：千円)
	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	32
持分法を適用した場合の投資の金額	12,736
持分法を適用した場合の投資利益の金額	935

ブルードットグリーン株式会社が決算日を3月31日から11月30日に変更したことにより、当事業年度における持分法を適用した場合の投資利益の計算期間は、2020年4月1日から2021年2月28日までの11ヶ月間としています。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有(被 所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)
関連会社	ブルードット グリーン株式 会社	所有 直接 30%	資金援助 役員の兼任	資金の貸付	120,000
				資金の回収	200,000
				利息の受取	389

取引条件及び取引条件の決定方針等

受取利息については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

当事業年度において、重要な関連会社はブルードットグリーン株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、当該要約財務情報の計算期間は、2020年4月1日から2021年2月28日までとしております。

(単位：千円)

	当事業年度
流動資産合計	179,205
固定資産合計	1,328
流動負債合計	128,188
固定負債合計	-
純資産合計	52,345
売上高	186,105
税引前当期純利益	7,652
当期純利益	3,116

(注) ブルードットグリーン株式会社は、株式を売却したことに伴い、当事業年度に子会社から関連会社となっております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	119.12円	290.85円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	213.77円	42.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	41.48円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度においては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	188,021	51,702
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	188,021	51,702
普通株式の期中平均株式数(株)	879,567	1,218,696
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	27,805
(うち新株予約権)(株)	(-)	(27,805)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	444,746	2,342	11,053 (8,696)	436,034	293,696	19,232	142,337
構築物	31,242	-	-	31,242	21,563	984	9,678
機械及び装置	5,248	-	-	5,248	3,351	179	1,897
工具、器具及び備品	471,775	706	-	472,481	360,921	15,360	111,560
土地	115,483	-	-	115,483	-	-	115,483
リース資産	880,106	4,503	-	884,610	512,697	36,537	371,912
その他	250	-	-	250	135	114	114
有形固定資産計	1,948,853	7,551	11,053 (8,696)	1,945,351	1,192,366	72,410	752,985
無形固定資産							
その他	6,780	-	3,400 (2,436)	3,380	2,000	536	1,380
無形固定資産計	6,780	-	3,400 (2,436)	3,380	2,000	536	1,380

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物

リース事業部店舗改修等 2,342千円

工具、器具及び備品

リース事業部器具備品 706千円

リース資産

リース事業部車両運搬具 4,503千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

() 書きは、減損損失であります。

閉店等に伴う減損及び除却

建物 11,053千円

その他 3,400千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	2013年 9月27日	8,700	-	-	無担保社債	2020年 9月25日
第3回無担保社債	2016年 3月24日	50,000	-	-	無担保社債	2021年 3月24日
合計		58,700	-			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	450,000	450,000	1.57	
1年内返済予定の長期借入金	293,361	288,813	1.01	
1年内返済予定のリース債務	36,466	39,503	8.24	
長期借入金(1年内返済予定のものを除く)	578,953	735,138	1.01	2022年4月1日～ 2028年3月10日
リース債務(1年内返済予定のものを除く)	554,569	519,360	8.24	2022年4月1日～ 2034年2月16日
合計	1,943,351	2,032,816		

- (注) 1. 平均利率は期末残高に対する加重平均利率を用いております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年内返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	239,457	200,099	131,983	86,731
リース債務	42,152	43,762	46,751	49,361

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	3,991	3,978	-	3,991	3,978
店舗閉鎖損失引当金	-	2,520	1,400	-	1,120

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	29,318
預金	
普通預金	618,552
定期預金	50,000
計	668,552
合計	697,871

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	26,523
株式会社ニッセンレンエスコート	16,274
株式会社ネットスターズ	7,395
株式会社ありがとうサービス	7,389
株式会社日専連旭川	6,435
その他	50,336
合計	114,355

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
94,889	1,497,650	1,478,184	114,355	92.8	25.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
リユース事業	794,048
その他	2,118
合計	796,167

敷金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大和情報サービス株式会社	55,000
大和リース株式会社	35,000
有限会社新札幌川本商事	27,500
株式会社エコプラス	22,260
株式会社ダイイチ	20,000
その他	123,838
計	283,598

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ブックオフコーポレーション株式会社	3,032
株式会社キョーリツコーポレーション	2,573
株式会社イリサワ	846
株式会社マックスゲームズ	676
株式会社池商	668
その他	1,049
計	8,846

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	922,474	1,871,805	2,818,521	3,778,300
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	44,065	50,962	26,354	22,500
四半期(当期)純利益 (千円)	56,941	63,652	39,353	51,702
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	54.61	54.99	32.84	42.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	54.61	5.23	18.93	9.62

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店 三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (当社の公告掲載ホームページアドレス: https://www.eco-nos.com/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第45期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月29日北海道財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日北海道財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第46期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日北海道財務局長に提出。

第46期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日北海道財務局長に提出。

第46期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日北海道財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2021年2月15日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年6月11日北海道財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社エコノス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板垣博靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萩原靖之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコノスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコノスの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>リース事業の固定資産の減損</p> <p>会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上に計上されている固定資産1,158,307千円のうちリース事業セグメントに属する固定資産は696,752千円であり、総資産の60.2%を占めている。</p> <p>会社は、当事業年度において、リース事業に係る資産グループのうち一部の店舗について新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その帳簿価額を上回っていたことから減損損失を認識していない。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌事業年度の事業計画と、事業計画が策定されている期間を超える期間については市場環境や店舗周辺の環境を考慮した成長率に基づいて行っている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり翌事業年度の事業計画の売上高及び事業計画が策定されている期間を超える期間における売上高の成長率である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、リース事業の固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・ 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された翌事業年度の事業計画との整合性を検討した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。 ・ 重要な仮定であるの翌期の事業計画の売上高については、経営者と協議を行うと共に、過去実績からの趨勢分析を実施した結果との比較を行った。 ・ 事業計画が策定されている期間を超える期間における売上高の成長率について、過去実績からの趨勢分析結果と店舗周辺の環境に関する情報を入手し、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エコノスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エコノスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び

適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。